

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備等において、以下二点の改正を行うこととする。 (第九条

及び第十一条関係)

一 総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととする。

二 第四類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくともよいこととする。

第二 一般取扱所の基準に関する見直し

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で、特例を定めることができるようにすること。 (第十九

条関係)

第三 消火設備の基準に関する見直し

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を

用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置する消火設備の技術上の基準について、総務省令で、特例を定めることができるようにすること。（第二十条関係）

第四 給油取扱所における危険物の取扱いの基準に関する見直し

飛行場で航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止させなくてもよいこととすること。（第二十七条関係）

第五 危険物の運搬における積載方法の基準に関する見直し

危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合は、運搬容器に収納して積載しなくてもよいこととすること。（第二十九条関係）

第六 指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し

指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料を五千三百円とすること。（第四十条

関係）

第七 その他所要の改正

第八 附則

一 この政令は、公布の日の翌日から施行すること。（附則第一項関係）

二 罰則に関する経過措置を定めること。（附則第二項関係）